

資格停止措置解除一覧表

令和元年11月5日

No.	業者名	所在地	資格停止期間	事由
1	(株)ダイヤエンジニアリング (旧：(株)ダイヤモンドカッティング)	岐阜市下西郷1-170-1	29.2.15～29.11.14 (9か月) ※ただし、当該措置期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで当該措置を継続する。 令和元年11月5日をもって解除	(株)ダイヤエンジニアリング（旧(株)ダイヤモンドカッティング）の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等に該当する事実を確認したとして、平成29年2月2日付で岐阜県岐阜中警察署長から岐阜市の事務事業から同社を排除するよう要請があった。このことは、岐阜市上下水道事業部が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱第5条第1項に定める別表6に該当するため。